

都城市立明道小学校 P T A会則

第1章 総 則

(名称等)

第1条 本会は、「都城市立明道小学校 P T A」と称する。

第2条 この会の事務局は、明道小学校内に置くものとする。

(目的及び方針)

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会における教育環境の充実と教育の振興を図りながら、心身ともに健全な児童の育成を図るとともに、会員相互の研修及び親睦を深めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような方針で活動を行いその発展に努める。

- 1 家庭・学校・地域社会との相互連携を密にし、児童の教育環境の改善・充実に努める。
- 2 家庭教育の充実を図るとともに、地域社会の教育力の向上に寄与する。
- 3 会員の教養を高めるための研修の充実や心身の健康増進を図るとともに、会員相互の親睦を図る。
- 4 学校の教育環境の充実に期するため、施設等の整備・充実に努める。
- 5 各政治団体や宗教団体とは無関係であり、営利を目的とはしない。
- 6 学校と連携し、校納金（給食費・会費等）の健全な運営に期するため、徴収等を行う。
- 7 その他、本会が必要と認める事業等を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、明道小学校に在学する児童の保護者、保護者に代わる人及び本校に勤務する教職員並びに本会の趣旨に賛同する者とする。

なお、会員は、会務の全てに権利と義務を有する。

第2章 組織等

(役員等)

第6条 役員会の構成については、次のとおりとする。

- 1 役員会は、会長、副会長、顧問、学校担当で構成する。但し、必要に応じ専門部長等も加わるものとする。

第7条 本会には、次の役員と事務局職員を置くものとする。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 7名以内（男女適正に選考する）
- 3 各専門部長 5名
- 4 顧問 1名（校長：以下省略）
- 5 学校担当 1名（教頭：以下省略）

6 監 事 2名（保護者、教職員）

7 書記・会計 1名（PTA事務局職員：以下省略）

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、各専門部の担当とする。また、会長に事故ある時はその職務代行者を互選するとともに、諸会議及び書記・会計の事務等の掌握に努める。
- 3 書記・会計は、本会の記録・連絡及び会計事務を行う。
- 4 各専門部長は、各部の業務を総括し遂行する。
- 5 監事は、年度末及び必要に応じ会計監査を行い、総会において報告する。
- 6 顧問及び学校担当は、PTA会務全体並びに事務・会計の指導・助言を行う。

第9条 本会の役員等の選出は、次のとおり行う。

- 1 会長・副会長は、役員候補者選考委員会で選考し、推薦を行い、総会で承認を得る。
- 2 書記・会計、各専門部長、各学年長、監事は、会長が委嘱する。

第10条 役員の任期等については、以下のとおりとする。

- 1 役員の任期は原則2年とする。ただし再選は妨げない。
 - (1) 役員に欠員が生じたときは、常任委員会でこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
 - (2) ~~役員は、本会の他の役職を兼務することはできない。~~ ←令和6年度改正
 - (3) 就任は総会承認後とする。但し、総会前において現役員の一部が不在となる期間においては、実務運営について、現役員と新役員予定者で新学期当初行うことができるものとする。

（委員等）

第11条 本会には、次の委員会・専門部及び委員・部員等を置くものとする。但し、下記委員会・専門部の委員・部員は、一戸1委員・部員を原則とする。

1 常任委員会

- (1) 常任委員会は、会長、副会長、各専門部長、各地区委員長、各学年委員長、ブックママ・パパ代表、あさぎり会代表、顧問、学校担当、教務主任、各部担当教職員で構成する。
- (2) 常任委員会は、執行機関であると共に、総会に代わる議決機関として必要に応じて会長がこれを招集する。
- (3) 常任委員会は、2分の1以上の出席を得て成立し、出席者の過半数の同意を得て議決するものとする。なお、議長は副会長が輪番で行うものとする。
- (4) 本会の目的及び能力に応じた各種の計画立案を行う。
 - ア PTAの運営計画に関すること
 - イ 事業計画並びに運営に関すること
 - ウ 予算・決算等、総会に提出する議案に関すること
 - エ 総会で委任を受けた事項に関すること
 - オ その他、緊急かつ重要な事項に関すること
- (5) 協議内容が狭義の場合は、関係学年・学級委員長及び関係専門部長と三役との協議に代えることができる。

2 地区委員会

- (1) 地区委員会は、本校区内における次の9つの地区に設置し構成する。

ア	甲斐元地区	イ	上町地区	ウ	鷹尾地区	エ	西町地区	オ	八幡地区
カ	姫城地区	キ	松元地区	ク	都島地区	ケ	牟田町地区		
- (2) 各地区においては、毎年3月に地区総会を開催し、委員長、副委員長、委員若干名を選出し、地区委員会の運営にあたるものとする。
- (3) 地区委員会は、地区委員長が招集し、次の事を行う。
 - ア 本会の目的を達成させるために、地区の実態に沿って、その運営及び活動に関する計画を立て実行する。
 - イ 学校及び役員会や専門部会より、活動及び連絡等について依頼された時は、それらの事について協力する
 - ウ 地区の実態に応じて、2地区合同で行うこともできる。

3 専門部会

- (1) 専門部会は、次の各専門部で構成し、各部に部長、副部長、各部員を置く。

ア	広報部
イ	生徒指導部
ウ	保健体育部
エ	事業施設部
オ	家庭教育部
- (2) 各部員の選出については、以下の通りとする。
 - ア 広報部、生徒指導部、保健体育部、事業施設部の部員は、各部の行事ごとに各学級、また地区で「一人一役」担当者を選出し、構成する。
 - イ 家庭教育部の部員は、1年保護者、学年長、学年会計及び希望する者を募り構成する。
 - ウ 各専門部会には、担当役員と担当教職員を置くものとする。

4 学年委員会

- (1) 学年委員会は、学年長、学年会計、クラス長及び学年担任で構成する。
- (2) 学年委員長は、必要に応じて学級担任と相談し、隨時学年集会を開催し学年共通の問題について協議し処理等を行う。
 - ア 学年委員長は、学年集会の議長を兼ねる。

5 役員候補者選考委員会

- (1) 役員候補者選考委員会は、地区委員長により構成する。
- (2) 役員候補者選考委員会は、役員の選出・推薦に関するこを行なう。

6 特別委員会

- (1) 特別委員会の委員は、事業別に別途選出する。
- (2) 特別委員会は、特別に必要と認められる事業計画に関するこを行なう。
- (3) 特別委員会において、給食費徴収特別委員会を設置し、給食費の未納金の徴収に関することや教育委員会との調整に関するこを行なう。

第12条 各委員等の任務はおおむね次のとおりとする。

1 役員、顧問、学校担当

(1) 役員会、常任委員会、総会に出席し、所管事項を協議遂行する。

2 各専門部長

役員会（関連事項協議時のみ）、常任委員会、総会に出席し、所管事項を協議遂行する。

3 学年委員長

(1) 学年PTAの活動を推進し、学年を代表して常任委員会に出席し、所管事項を協議遂行する。

4 クラス長

(1) 学級PTA活動を推進する。

(2) 学年委員長を補佐し、学年PTA活動を推進する。

5 学年会計

(1) 学年予算の執行に関する業務を行う。

(2) 学年委員長、クラス長を補佐し、学年PTA活動を推進する。

第6章 会議

第13条 本会には、総会、役員会、常任委員会、各専門部会、学年・学級PTA、役員候補者選考委員会、特別委員会（特別に給食費徴収委員会を設置）を置くものとする。

第14条 本会の会議は次のとおりとする。

1 総会

(1) 総会は、本会の最高議決機関であり、原則として年度当初の4月に会長がこれを招集し、会員の過半数（委任状も含む）の参加をもって成立する。

(2) 議事内容は出席者の過半数をもって議決する。

(3) 臨時総会は、会員の過半数の要求及び会長が必要と認めた場合に開催する。

(4) 総会では、次の事項を決議する。

ア 会則の改正に関すること

イ 役員の承認に関すること

ウ 予算・決算の審議と決定に関すること

エ 活動方針並びに事業計画に関すること

オ その他、重要な事項に関すること

2 役員会

(1) 必要に応じて会長が招集し、諸事項の検討を行う。

(2) その他、慶弔等緊急を要する事項が生じたときは、役員会で協議し決定する。決定した事項については、次回の常任委員会に報告する。

(3) 専門部長の出席は、検討内容により協議事項に関係する部長だけで行うこともできる。

3 常任委員会

- (1) 常任委員会は、総会に次ぐ決議機関であり、必要に応じて会長がこれを招集し、運営委員の半数以上の出席者をもって成立するものとする。
なお、議事は出席者の3分の2以上をもって議決する。

4 各専門部会

- (1) 各専門部会は必要に応じて各専門部長がこれを招集し、それぞれの所管事項を協議・遂行する。
- (2) 構成は、各専門部長、担当役員、担当教職員、各専門部員とし、必要に応じ書記・会計、顧問、学校担当が加わる。
- (3) 各専門部会は、学校及び他の専門部会の要請に応じて行事等の支援を行う。
- (4) 各専門部会の所管事項

ア 広報部会

- (ア) P T A新聞「明道つ子新聞」、広報誌「はぐくみ」の発行に関すること
(イ) 学校行事、P T A行事等の広報に関すること
(ウ) 研修会への参加 等

イ 生徒指導部会

- (ア) 児童の生活・交通安全指導に関すること
(イ) 地域社会の環境浄化に関すること
(ウ) 関係機関との連絡・調整に関すること
(エ) 生活指導だより等の発行に関すること
(オ) 生徒指導関係の大会参加 等

ウ 保健体育部会

- (ア) 児童の健康・保健活動に関すること
(イ) 会員の体育的行事の運営等に関すること
(ウ) 運動会等学校の体育的行事の協力に関すること
(エ) 学校保健委員会の運営・出席等に関すること
(オ) 学校保健関係の大会参加 等

カ 事業施設部

- (ア) 校舎内外の環境美化に関すること
(イ) 学校施設の整備に関すること
(ウ) 学校施設・教育環境等の整備充実に関すること
(エ) バザーの運営等に関すること 等

キ 家庭教育部会

- (ア) 児童の家庭学習、社会規範等に関すること
(イ) 会員の教養・研修に関すること
(ウ) 家庭教育学級の運営・出席に関すること
(エ) 家庭教育関係の大会参加に関すること

ク 学年・学級P T A

- (ア) 学年・学級 P T A の運営に関すること
- (イ) 学校行事の運営に関すること
- (ウ) 各 P T A 研修会の参加に関すること
- (エ) 学校保健委員会・家庭教育学級の出席等に関すること 等

第15条 各専門部会及び特別委員会は、如何なる事業計画についても当初常任委員会に諮るものとする。

第7章 会 計

第16条 本会の会計は、会費等をもってこれをあてる。

- 1 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。
- 2 会計年度は、毎年4月に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 予算の執行は、会長の委嘱を受けて書記・会計等で行う。
- 4 本会の会計は、会計監査を経て総会で承認されなければならない。

第8章 会 費 等

第17条 会費等（P T A会費、給食運営費）は、下記のとおりとする。

- 1 会費の内訳について（10か月徴収）
 - (1) 長子
 - P T A会費 7,000円（700円×10月）
 - 教育振興費 2,000円（200円×10月）
 - 給食運営費 200円（20円×10） を徴収する。
 - (2) 2子以下
 - 教育振興費 2,000円（200円×10月）
 - 給食運営費 200円（20円×10） を徴収する。
- 2 会費については、3年をめどに増減を検討するものとする。

第18条 P T A会費の徴収等について

- 1 P T A会費の未納については、P T Aが責任をもって徴収するものとする。

第9章 その他

第19条 本会の事業を進めるにあたっては、会則に定める事項を除き、別に定める細則によって行うことができる。なお、細則の変更については常任委員会で行うことができる。ただし、変更した事項については、次回の総会で報告しなければならない。

第10章 付 則

第20条 本会の会則は、総会において参加者の過半数の賛成により制定・改廃することができる。

第21条 本規約は、昭和57年4月1日より施行する。

規約の一部改正 平成13年4月22日

平成16年4月16日

平成23年4月13日

平成26年4月13日

平成29年4月16日

令和2年4月18日

令和4年4月18日

令和6年4月20日